



校歌募集

美咲野小学校の校歌を募集します

●問い合わせ 役場学校教育課 教育政策係 ☎ (293) 3349

▼校歌の内容 自然豊かな地域の特性を織り込み、この新しい学校で子どもたちが「夢を持ち、夢を育み、夢を叶える」ことができるよう、希望に満ちた、明るい校歌を期待します。

▼応募資格 大津町内に住民登録をしている人または大津町の小学校を卒業した同窓生

▼応募点数 歌詞および曲を合わせて1作品とし、1人1点に限りです。

▼規定 校歌の歌詞は、3番までとします。未発表のオリジナル作品で、定型詩、口語体とし、新仮名遣いとしてください。

校歌の曲は、未発表のオリジナル作品で、子どもたちが覚えやすく、歌いやすいメロディーとしてください（共作は可とします）。

応募作品は教育委員会において補作することがあります。その際は、事前に出品者にご相談します。※その他、詳細な規定については教育委員会で配布の募集要項やホームページでご確認ください。

▼応募方法 歌詞は400字詰め原稿用紙で、曲は12段五線紙（A4版）にメロディー譜とピアノ伴奏譜を作成し、応募用紙に氏名、住所、美咲野小学校児童へのメッセージや自己PRなどの必要事項を記入して、直接持参するか、郵送してください（応募用紙は役場



で配布しています。また、町ホームページからダウンロードすることもできます。

▼応募期限 8月31日（金）

【期日厳守・当日消印有効】

▼表彰および賞金 1作品を決定し表彰します。採用賞金は20万円。

▼その他 採用者は、児童への歌唱指導（1回1時間、3回程度）と落成式・開校式での校歌披露を義務付けます。

応募された作品の著作権を含む全ての権利は、町教育委員会に帰属します。

▼応募先  
〒869-1292  
大津町大津1233  
大津町教育委員会 学校教育課  
「校歌募集」係

税

改修で固定資産税が減額されます

●問い合わせ 役場税務課 固定資産税係 ☎ (293) 3117

**バリアフリー改修**

平成19年1月1日以前から建てた住宅（賃貸住宅を除く）で、平成24年4月1日～平成25年3月31日までの間に一定のバリアフリー改修工事（自己負担額が30万円以上のも）を行った住宅が対象です。改修後3カ月以内に工事費明細書や領収書、写真（改修前・後）などの関係書類を添付して申請してください。

▼条件 ①65歳以上の人②要介護認定または要支援認定を受けた人③障害者手帳を持っている人のいずれかが住んでいること

▼減額 家屋全体にかかる翌年度の固定資産税の3分の1を減額

▼対象の工事 ①廊下の拡幅②階段の勾配の緩和③浴室の改良④トイレの改良⑤手すりの取り付け⑥床の段差の解消⑦引戸への取り替え⑧床表面の滑り止め化

▼減額される床面積 1戸当たり100㎡まで

**省エネ改修**

平成20年1月1日に建てた住宅で、平成24年4月1日～平成25年3月31日までの間に一定の省エネ改修工事が行われた住宅（賃貸住宅を除く）が対象です。改修後3カ月以内に、それぞれの部位が省エネ規程に適合することとなった旨の証明書（建築士、指定確認検査機関または登録住宅性能評価機関が発行したものを添付して申請してください）。

▼減額 家屋全体にかかる翌年度の固定資産税の2分の1を減額

▼工事完了時期と減額期間 平成24年12月31日までの完了については2年間。平成25年1月1日～平成27年12月31日までの完了については1年間。

▼減額される床面積 1戸当たり120㎡相当分まで

**耐震改修**

昭和57年1月1日現在で建てた住宅の耐震改修（工事費30万円以上）をした場合が対象です。改修後3カ月以内に、現行の耐震基準に適合した工事であることの証明書（耐震基準適合証明書）を添付して申請してください。

▼減額 家屋全体にかかる翌年度の固定資産税の2分の1を減額

▼工事完了時期と減額期間 平成24年12月31日までの完了については2年間。平成25年1月1日～平成27年12月31日までの完了については1年間。

介護

施設利用時には負担限度額認定の申請ができます

●問い合わせ 役場保険医療課 介護保険係 ☎ (293) 3114

介護保険負担限度額認定証	
交付年月日 平成24年 7月 1日	
番号	0000000000
住所	〒869-1292 熊本県菊池郡大津町大字大津1233
氏名	大津 花子
生年月日	昭和 3年 6月 25日 性別 女
適用年月日	平成24年 7月 1日 から
有効期限	平成25年 6月 30日 まで
負担限度額	〇〇〇〇円
負担限度額	ユニット型個室 〇〇〇〇円
	ユニット型個室 〇〇〇〇円
	従来型個室（特等） 〇〇〇〇円
	従来型個室（普通・療養等） 〇〇〇〇円
	多床室 〇〇〇〇円
保険者番号並びに保険者の名称及び印	434035 大津町 大津町 大津町

**介護** 介護保険施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設）への入所やショートステイ（短期入所）を利用した場合、食費、居住費、日常生活費は原則自己負担となります。

**し** かし、本人や世帯全員に住民税がかかっている場合などは、食費、居住費の自己負担額が減額されます（このことを「負担限度額認定」といいます）。

**こ** の減額認定を受けるには必ず申請が必要です。役場に本人の介護保険被保険者証と印かん、家族が申請する場合は、代理者の免許証などを持参して申請してください。該当する場合には、認定証を送付します。この認定証を介護保険施設に提示することで、食費、居住費などの自己負担額が減額されます。

公園

大津中央公園健やか広場（芝生広場）は8月から使用できます

●問い合わせ 役場健康福祉課 健康推進係（町子育て・健診センター内） ☎ (294) 1075

**中** 央公園の芝生広場は、4月の開園以来、芝の養生のため使用を制限していましたが、8月から一般に開放します。広場なので、サッカーや野球などの球技はお断りしますが、軽スポーツ（グラウンドゴルフなど）には使用できます。

一般開放にあわせて、使用を希望する団体への説明会を開催し、使用申込受付を開始します。使用を希望する団体は、説明会への出席をお願いします。

▼日時  
7月17日（火）  
午後6時～午後7時

▼場所  
大津中央公園  
子育て・健診センター内会議室

▼対象者  
健やか広場（芝生広場）使用を希望するグラウンドゴルフ団体など

▼説明会内容  
①大津中央公園「健やか広場」の使用説明  
②8月の使用申込受付

節電

節電へのご協力をお願いします

●問い合わせ 九州電力株式会社 大津営業所 ☎ 0120 (986) 602

**原** 子力発電所の運転停止に伴い、電力供給力確保のため最大限の努力を行っていますが、電力需給はきわめて厳しい状況となるのが予想されます。今夏も節電へのご協力をよろしくお願いいたします。

●需給ひっ迫が予想される7月2日～9月7日の平日（8月13日～15日を除く）の午前9時～午後8時の間は、一昨年比10%程度以上の節電をお願いします。

●特に、気温が高く電力需要がピークに達する時間帯（九州では午後1時～午後5時）は、重点的な節電をお願いします。

●この期間・時間帯以外も、生活に支障のない範囲での節電に、ご協力をお願いします。

「緊急時の節電にご協力お願いします」の登録をお願いします

電力の需給状況が大変厳しい場合、携帯電話に「緊急時の節電ご協力お願いします」を配信します。メール配信には、携帯電話メールアドレスの登録が必要です。

携帯電話ホームページ  
http://kyuden.jp/  
パソコン版ホームページ  
http://www.kyuden.co.jp/

